使用開始日　2025 年５月 31 日

愛称　ハロー・インカム

しんきん公共債ファンド

追加型投信／国内／債券

投資信託説明書
（請求目論見書）

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本文書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

１．この目論見書により行う「しんきん公共債ファンド」（愛称：ハロー・インカム）の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第５条の規定により有価証券届出書を2025年５月30日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年５月31日に生じています。

２．本文書は、金融商品取引法第 13 条第２項第２号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（請求目論見書）です。

３．「しんきん公共債ファンド」（愛称：ハロー・インカム）の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

発　行　者　名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　花岡　隆司
本店の所在の場所	東京都中央区京橋３丁目８番１号
縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

しんきん公共債ファンド

（ファンドの愛称を「ハロー・インカム」とします。）

（以下「当ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

① 追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

② 委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（５）【申込手数料】

① 申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に0.55％（税抜0.5％）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（※購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

2025年５月31日から2025年11月28日まで

（申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申し込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ　https://www.skam.co.jp

コールセンター　0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の９：00から17：00まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

①　当ファンドの取得申込みは、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

②　毎営業日の午後３時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

③　当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

④　振替受益権について

ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金および換金代金は、振替法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

わが国の地方債等に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

②　ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

１）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義＞

○「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

○「国　内」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「債　券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

＜属性区分の定義＞

○「その他資産（投資信託証券（債券））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの

○「年２回」…目論見書等において、年２回決算する旨の記載があるもの

○「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（https://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

特色１　高い信用力・流動性を持つ公共債に投資します。

◆主として高い信用力、流動性を持つ、共同発行市場公募地方債を含む地方債・国債・政府保証債・財投機関債等の公共債を投資対象とします。

公共債とは

国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、その他に政府関係機関債があります。これらをまとめて公共債といいます。

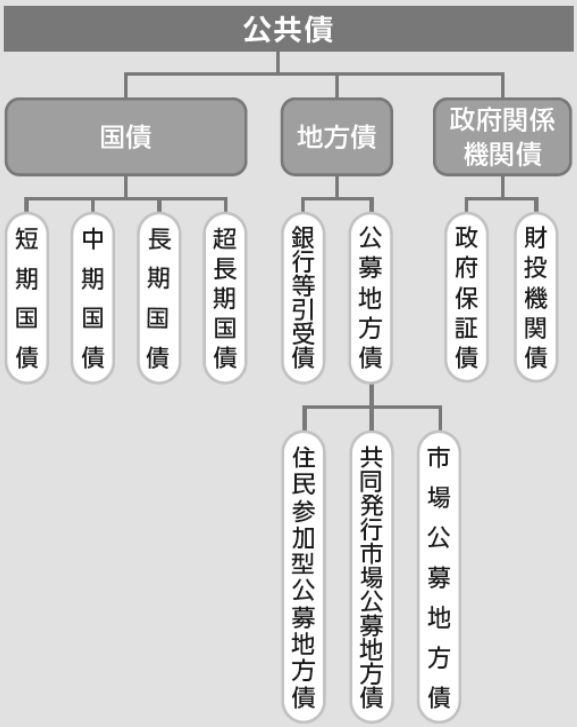

共同発行市場公募地方債とは

全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体が地方財政法に基づき毎月連名で連帯債務を負う方式により発行する地方債です。

共同発行 37 団体（2025 年度）

北海道	宮城県	福島県	茨城県
埼玉県	千葉県	神奈川県	新潟県
福井県	長野県	岐阜県	静岡県
愛知県	三重県	京都府	大阪府
兵庫県	奈良県	岡山県	広島県
徳島県	熊本県	大分県	鹿児島県
札幌市	仙台市	千葉市	川崎市
新潟市	静岡市	浜松市	京都市
大阪市	神戸市	広島市	北九州市
福岡市			

（出所）全国銀行協会、地方債協会 HP 他より、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

特色２　組入れ段階において、残存 10 年程度の公共債を中心に投資します。

◆組入れ段階において、償還までの期間が１０年程度の公共債を中心に投資します。

特色3 年２回の決算を行います。

◆年２回の決算時（３月と９月の６日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。
下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。
分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ

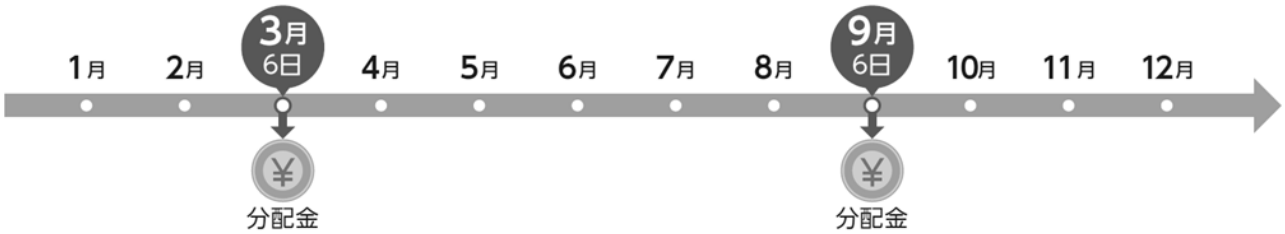

※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）
※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。
※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

特色4 外貨建資産には投資しません。

◆主として、国内の債券に投資を行い、外貨建資産には投資しません。

■ 投資プロセス

process 1 ポートフォリオ構築

原則、組入れ段階において、残存10年程度の共同発行市場公募地方債を含む公共債に投資します。

process 2 ポートフォリオのリスク管理

当ファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると
債券の価格は値上がりします。

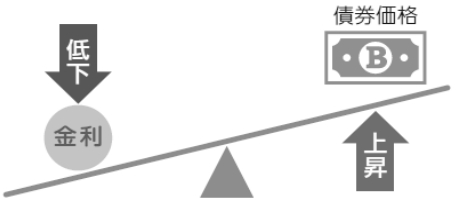

一般的に金利が上昇すると
債券の価格は値下がりします。

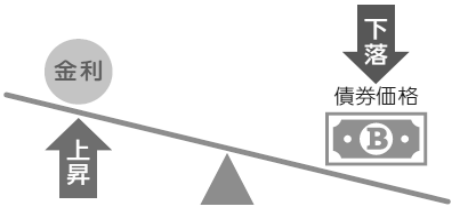

※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み

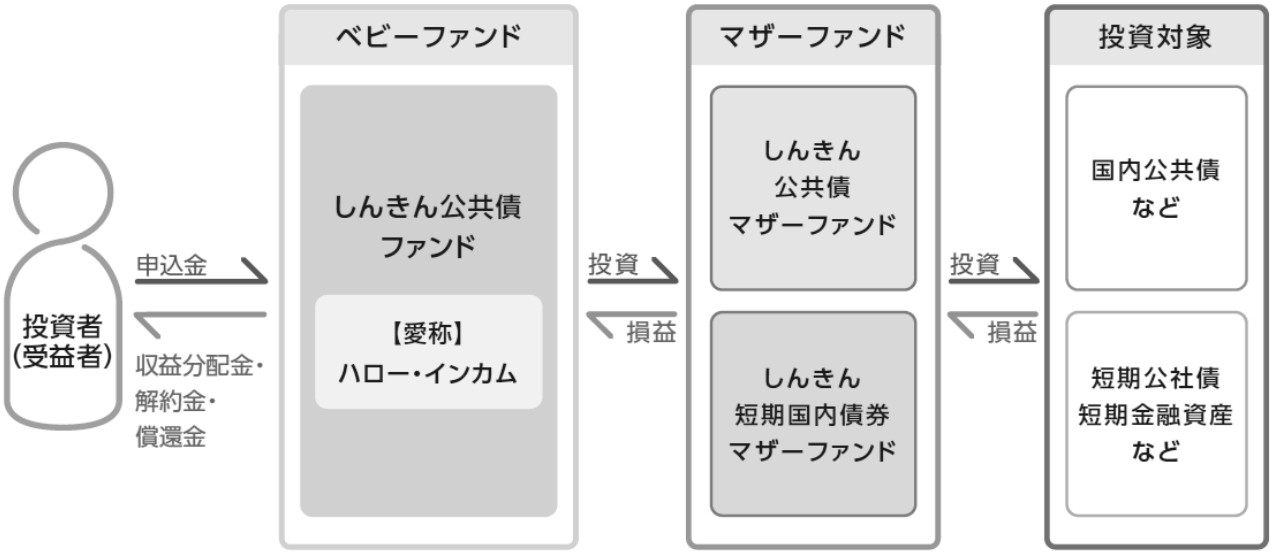

投資者の資金は、しんきん公共債ファンド（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※しんきん公共債ファンド（ベビーファンド）は、直接公社債等に投資することがあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

●株式への直接投資は行いません。
●外貨建資産への投資は行いません。

④　信託金の限度額

・3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2010年２月９日　信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

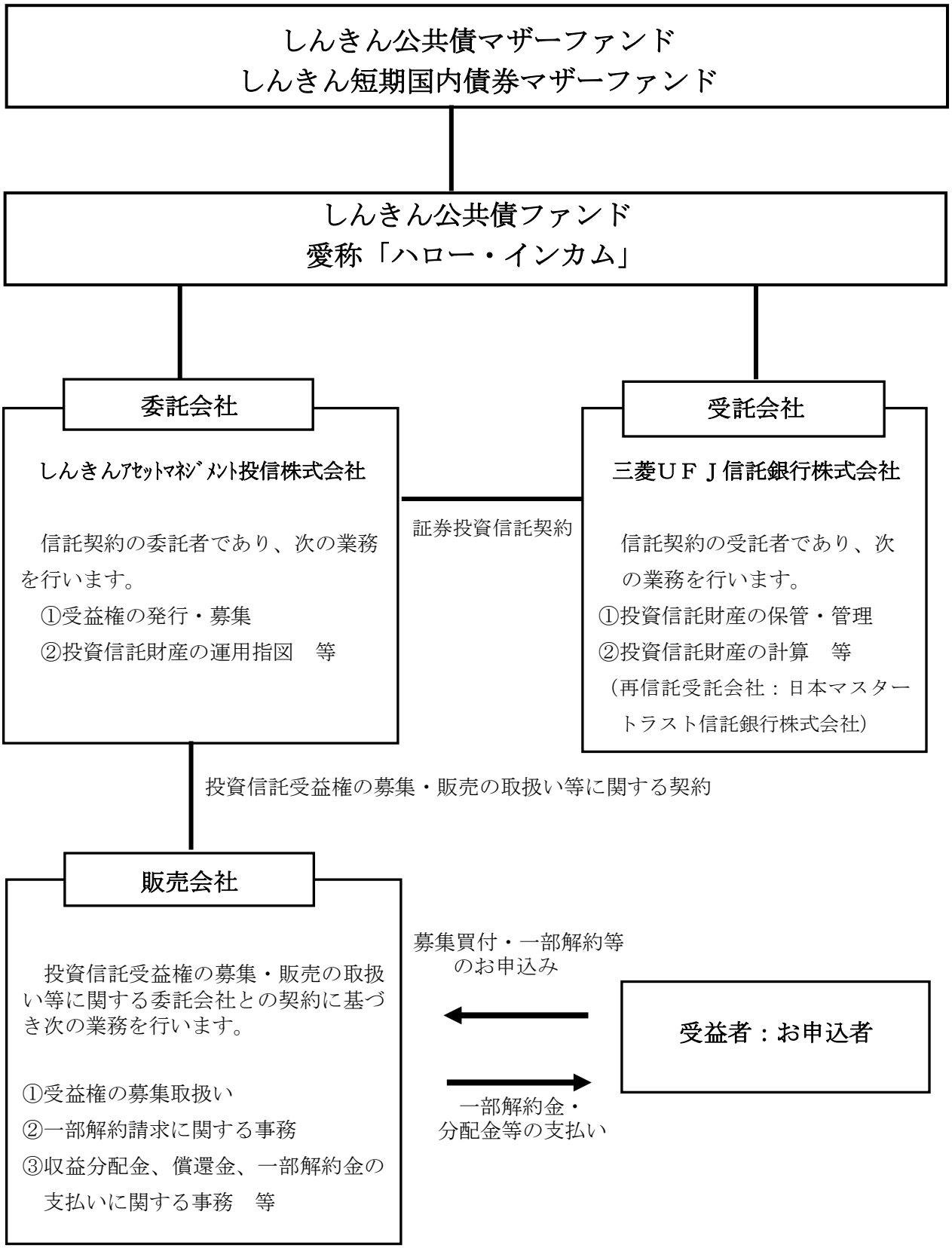

＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目８番１号

③ 資本金の額

200百万円

④ 委託会社の沿革

1990年12月　全信連投資顧問株式会社として設立

1991年３月　投資顧問業の登録

1992年３月　投資一任契約に係る業務の認可

1998年11月　「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更

1998年12月　証券投資信託委託業の認可

2007年９月　金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録

2017年８月　金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目３番７号	4,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 投資対象

親投資信託である「しんきん公共債マザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

② 投資態度

1) 投資にあたっては、主として「しんきん公共債マザーファンド」の受益証券への投資を通じ、原則として、以下の方針に基づき運用を行います。

ａ．地方債（共同発行市場公募地方債を含みます。）のほか、国債、政府保証債ならびに財投機関債等に投資することにより、利息収入を安定的に獲得するポートフォリオの構築を目指します。

ｂ．対象とする公共債は、組入段階において、残存期間が10年程度のものとします。

2) 我が国の短期公社債、短期金融資産等への投資にあたっては、主として「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券を通じて行います。

3) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

4) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

1)　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2)　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん公共債マザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1)　転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第１項第３号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

2)　国債証券

3)　地方債証券

4)　特別の法律により法人の発行する債券

5)　社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6)　資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7)　コマーシャル・ペーパー

8)　外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9)　投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券

10)　投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券

11)　預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１）から５）までの証券の性質を有するものとします。）

12)　外国法人が発行する譲渡性預金証書

13)　指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14)　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１）の証券または証書、および８）の証券または証書のうち１）の証券または証書の

性質を有するものを以下「株式」といい、２)から６)までの証券および８)の証券または証書のうち２)から６)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、９)または10)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

1)　預金

2)　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3)　コール・ローン

4)　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１)から４)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は、以下のとおりです。

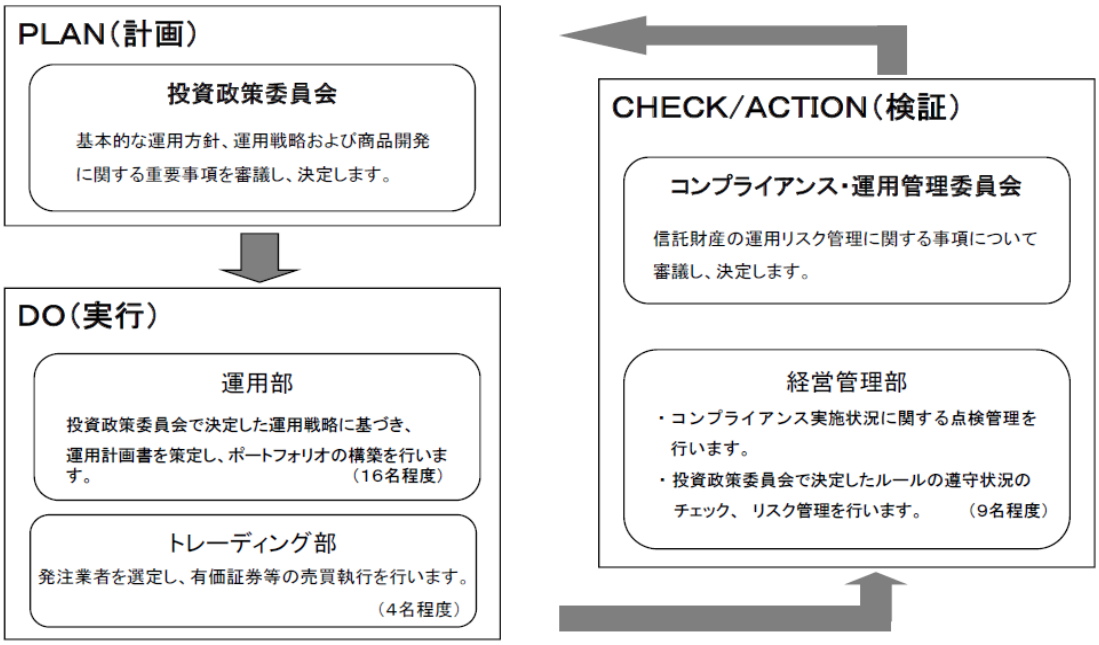

≪投資決定プロセス≫

① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として、毎年３月６日および９月６日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 留保益は、投資信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

「しんきん公共債ファンド」（愛称：ハロー・インカム）の投資信託約款(以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

① 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得したものに限り、株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資は行いません。

⑥ スワップ取引の範囲

1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4) 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定

元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5)　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6)　委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦　金利先渡取引の範囲

1)　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2)　金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3)　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。

　なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4)　前項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5)　金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6)　委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7)　「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑧　信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対す比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超ることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内なるよう調整を行うこととします。

⑨　デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑩　有価証券の貸付けの指図および範囲

1)　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ｂ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2)　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3)　委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪　公社債の借入れ

1)　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

2)　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3)　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4)　第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑫　資金の借入れ

1)　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2)　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

a．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

b．一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

ｃ．借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10％以内。

3)　第１項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

4)　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑬　法令に基づく投資制限

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞

○しんきん公共債マザーファンドの概要

（１） 投資方針

① 投資対象

我が国の公共債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1) 我が国の地方債（共同発行市場公募地方債を含みます。）のほか、国債、政府保証債ならびに財投機関債等に投資することにより、利息収入を安定的に獲得するポートフォリオの構築を目指します。

2) 投資対象とする公共債は、組入段階において、残存期間が10年程度のものとします。

3) 公共債の組入比率については原則として高位を保ちます。

4) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２） 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1) 国債証券

2) 地方債証券

3) 特別の法律により法人の発行する債券

4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7)　外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8)　投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券

9)　投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券

10)　預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１）から５）までの証券の性質を有するものとします。）

11)　外国法人が発行する譲渡性預金証書

12)　指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13)　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１）から５）までの証券および７）の証券または証書のうち１）から５）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８）または９）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

1)　預金

2)　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3)　コール・ローン

4)　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限

①　株式への投資は行いません。

②　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

③　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④　外貨建資産への投資は行いません。

○しんきん短期国内債券マザーファンドの概要

（１） 投資方針

① 投資対象

我が国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

② 投資態度

1) 主として我が国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、我が国の無担保コール（オーバーナイト物）をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。

2) 短期公社債の組入れにあたっては、原則、残存期間１年以内のものとし、取得時において、いずれかの信用格付業者等からＡ格相当以上の格付を得ている銘柄に限定します。

3) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における我が国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

4) 資金動向あるいは市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２） 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1) 国債証券

2) 地方債証券

3) 特別の法律により法人の発行する債券

4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)

6) コマーシャル・ペーパー

7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）のうち公

社債投資信託の受益証券

9)　投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券

10)　預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１)から５)までの証券の性質を有するものとします。）

11)　外国法人が発行する譲渡性預金証書

12)　指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13)　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１)から５)までの証券および７)の証券または証書のうち１)から５)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８)から９)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

1)　預金

2)　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3)　コール・ローン

4)　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１)から４)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限

①　株式への投資は行いません。

②　公社債および短期金融資産への投資割合には制限を設けません。

③　同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

④　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑤　外貨建資産への投資は行いません。

３【投資リスク】

「しんきん公共債ファンド」（愛称：ハロー・インカム）は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（１）基準価額の変動要因

①　金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等は値上がりし、金利上昇局面では値下がりします。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短期のものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②　信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

③　流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

①　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

②　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（３）リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および
基準価額（分配金再投資後）の推移

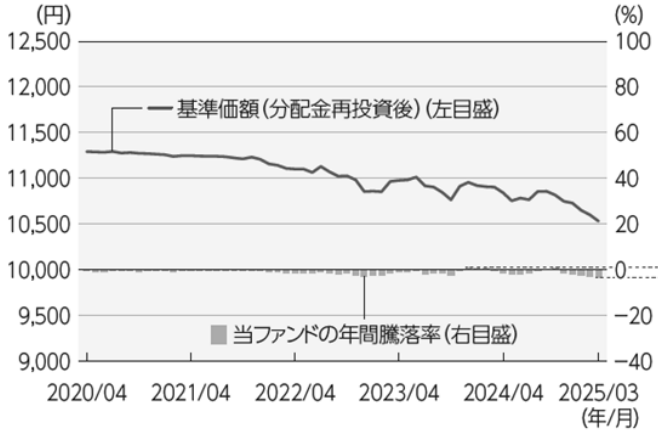

当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

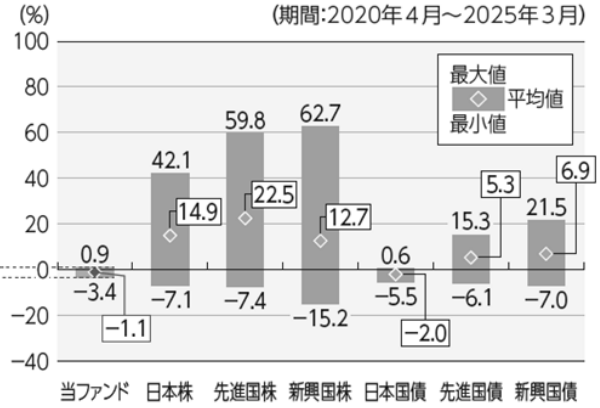

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近１年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。
※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。
※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2020年４月から2025年３月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。
※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。
※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 購入金額に応じて、購入価額に0.55％（税抜0.5％）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

② 収益分配金の再投資の際には、申込手数料は掛かりません。

③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.05％を信託財産留保額としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（３）【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対して、年率0.55％（税抜0.5％） １万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365） ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、年率0.20％	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、年率0.25％	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、年率0.05％	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。

（４）【その他の手数料等】

① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。

④ 投資信託財産に係る監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055％（税抜0.005％）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

⑤ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個別元本について

1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③　個人、法人別の課税上の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２）法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が１万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。

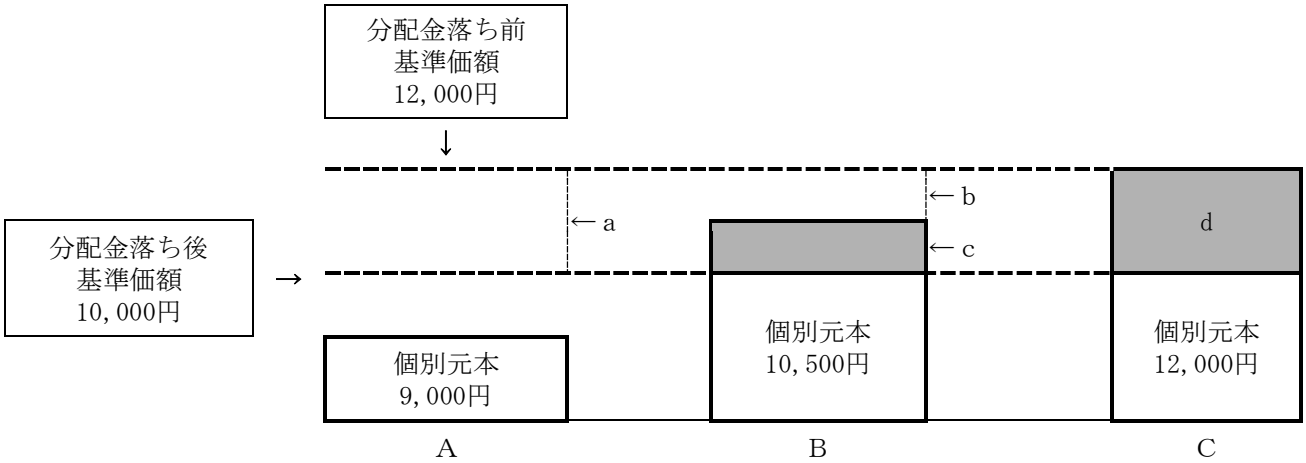

Ａ） 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、ａの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

Ｂ） 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているｃの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からｃ「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのｂの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。

Ｃ） 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、ｄの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.54%	0.54%	0.00%

※対象期間は2024年９月７日から2025年３月６日です。
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2025年３月31日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。
※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきん公共債ファンド】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,828,907,983	98.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	52,838,437	1.36
合計(純資産総額)		3,881,746,420	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん公共債マザーファンド	3,356,335,890	1.1402	3,826,894,181	1.1408	3,828,907,983	98.64

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.64
合計	98.64

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		１万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末　(2015年 9月 7日)	8,229,720,532	8,272,275,027	10,637	10,692
第12計算期間末　(2016年 3月 7日)	8,776,626,080	8,821,203,043	10,829	10,884
第13計算期間末　(2016年 9月 6日)	9,771,297,921	9,821,365,436	10,734	10,789
第14計算期間末　(2017年 3月 6日)	11,690,771,128	11,751,425,970	10,601	10,656

第 15 計算期間末　（2017 年 9 月 6 日）	14,910,621,269	14,988,271,871	10,561	10,616
第 16 計算期間末　（2018 年 3 月 6 日）	15,087,050,321	15,166,381,522	10,460	10,515
第 17 計算期間末　（2018 年 9 月 6 日）	15,052,831,060	15,132,738,927	10,361	10,416
第 18 計算期間末　（2019 年 3 月 6 日）	14,353,729,935	14,429,974,518	10,354	10,409
第 19 計算期間末　（2019 年 9 月 6 日）	13,112,411,835	13,182,530,211	10,285	10,340
第 20 計算期間末　（2020 年 3 月 6 日）	11,898,623,514	11,962,635,020	10,224	10,279
第 21 計算期間末　（2020 年 9 月 7 日）	11,122,642,058	11,183,192,131	10,103	10,158
第 22 計算期間末　（2021 年 3 月 8 日）	10,077,979,318	10,133,341,094	10,012	10,067
第 23 計算期間末　（2021 年 9 月 6 日）	9,101,157,257	9,110,261,754	9,996	10,006
第 24 計算期間末　（2022 年 3 月 7 日）	7,666,772,665	7,674,490,554	9,934	9,944
第 25 計算期間末　（2022 年 9 月 6 日）	6,774,436,642	6,781,335,289	9,820	9,830
第 26 計算期間末　（2023 年 3 月 6 日）	6,040,320,696	6,046,593,710	9,629	9,639
第 27 計算期間末　（2023 年 9 月 6 日）	5,587,576,902	5,596,246,668	9,667	9,682
第 28 計算期間末　（2024 年 3 月 6 日）	5,018,859,053	5,026,659,153	9,652	9,667
第 29 計算期間末　（2024 年 9 月 6 日）	4,588,552,766	4,598,119,893	9,592	9,612
第 30 計算期間末　（2025 年 3 月 6 日）	3,905,424,146	3,913,847,297	9,273	9,293
2024 年 3 月末日	4,949,233,243	—	9,644	—
4 月末日	4,834,023,837	—	9,589	—
5 月末日	4,754,893,884	—	9,512	—
6 月末日	4,687,068,110	—	9,538	—
7 月末日	4,626,207,956	—	9,522	—
8 月末日	4,606,637,366	—	9,602	—
9 月末日	4,391,772,242	—	9,584	—
10 月末日	4,337,574,271	—	9,548	—
11 月末日	4,201,011,705	—	9,487	—
12 月末日	4,106,914,986	—	9,470	—
2025 年 1 月末日	4,049,155,996	—	9,400	—
2 月末日	3,979,880,094	—	9,355	—
3 月末日	3,881,746,420	—	9,275	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1 万口当たりの分配金（円）
第 11 期	2015 年 3 月 7 日～2015 年 9 月 7 日	55
第 12 期	2015 年 9 月 8 日～2016 年 3 月 7 日	55
第 13 期	2016 年 3 月 8 日～2016 年 9 月 6 日	55
第 14 期	2016 年 9 月 7 日～2017 年 3 月 6 日	55
第 15 期	2017 年 3 月 7 日～2017 年 9 月 6 日	55
第 16 期	2017 年 9 月 7 日～2018 年 3 月 6 日	55
第 17 期	2018 年 3 月 7 日～2018 年 9 月 6 日	55

第18期	2018年 9月 7日～2019年 3月 6日	55
第19期	2019年 3月 7日～2019年 9月 6日	55
第20期	2019年 9月 7日～2020年 3月 6日	55
第21期	2020年 3月 7日～2020年 9月 7日	55
第22期	2020年 9月 8日～2021年 3月 8日	55
第23期	2021年 3月 9日～2021年 9月 6日	10
第24期	2021年 9月 7日～2022年 3月 7日	10
第25期	2022年 3月 8日～2022年 9月 6日	10
第26期	2022年 9月 7日～2023年 3月 6日	10
第27期	2023年 3月 7日～2023年 9月 6日	15
第28期	2023年 9月 7日～2024年 3月 6日	15
第29期	2024年 3月 7日～2024年 9月 6日	20
第30期	2024年 9月 7日～2025年 3月 6日	20

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第11期	2015年 3月 7日～2015年 9月 7日	△0.07
第12期	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	2.32
第13期	2016年 3月 8日～2016年 9月 6日	△0.37
第14期	2016年 9月 7日～2017年 3月 6日	△0.73
第15期	2017年 3月 7日～2017年 9月 6日	0.14
第16期	2017年 9月 7日～2018年 3月 6日	△0.44
第17期	2018年 3月 7日～2018年 9月 6日	△0.42
第18期	2018年 9月 7日～2019年 3月 6日	0.46
第19期	2019年 3月 7日～2019年 9月 6日	△0.14
第20期	2019年 9月 7日～2020年 3月 6日	△0.06
第21期	2020年 3月 7日～2020年 9月 7日	△0.65
第22期	2020年 9月 8日～2021年 3月 8日	△0.36
第23期	2021年 3月 9日～2021年 9月 6日	△0.06
第24期	2021年 9月 7日～2022年 3月 7日	△0.52
第25期	2022年 3月 8日～2022年 9月 6日	△1.05
第26期	2022年 9月 7日～2023年 3月 6日	△1.84
第27期	2023年 3月 7日～2023年 9月 6日	0.55
第28期	2023年 9月 7日～2024年 3月 6日	0.00
第29期	2024年 3月 7日～2024年 9月 6日	△0.41
第30期	2024年 9月 7日～2025年 3月 6日	△3.12

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 11 期	2015 年 3 月 7 日～2015 年 9 月 7 日	2,541,427,801	1,635,470,972
第 12 期	2015 年 9 月 8 日～2016 年 3 月 7 日	2,314,400,409	1,946,679,003
第 13 期	2016 年 3 月 8 日～2016 年 9 月 6 日	2,079,963,804	1,081,681,579
第 14 期	2016 年 9 月 7 日～2017 年 3 月 6 日	2,834,078,171	909,109,594
第 15 期	2017 年 3 月 7 日～2017 年 9 月 6 日	4,157,224,996	1,067,086,855
第 16 期	2017 年 9 月 7 日～2018 年 3 月 6 日	1,900,630,860	1,595,067,387
第 17 期	2018 年 3 月 7 日～2018 年 9 月 6 日	1,654,591,917	1,549,743,654
第 18 期	2018 年 9 月 7 日～2019 年 3 月 6 日	1,343,574,554	2,009,626,126
第 19 期	2019 年 3 月 7 日～2019 年 9 月 6 日	1,144,772,714	2,258,628,510
第 20 期	2019 年 9 月 7 日～2020 年 3 月 6 日	479,834,187	1,590,174,240
第 21 期	2020 年 3 月 7 日～2020 年 9 月 7 日	300,262,105	929,613,502
第 22 期	2020 年 9 月 8 日～2021 年 3 月 8 日	540,699,352	1,484,026,069
第 23 期	2021 年 3 月 9 日～2021 年 9 月 6 日	211,183,881	1,172,464,456
第 24 期	2021 年 9 月 7 日～2022 年 3 月 7 日	130,605,064	1,517,212,507
第 25 期	2022 年 3 月 8 日～2022 年 9 月 6 日	128,069,201	947,311,595
第 26 期	2022 年 9 月 7 日～2023 年 3 月 6 日	94,416,498	720,049,303
第 27 期	2023 年 3 月 7 日～2023 年 9 月 6 日	72,110,835	565,280,690
第 28 期	2023 年 9 月 7 日～2024 年 3 月 6 日	72,565,063	652,342,844
第 29 期	2024 年 3 月 7 日～2024 年 9 月 6 日	68,372,450	484,875,633
第 30 期	2024 年 9 月 7 日～2025 年 3 月 6 日	43,608,586	615,596,167

（参考）

しんきん公共債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	3,749,047,500	97.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	79,790,951	2.08
合計(純資産総額)		3,828,838,451	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	地方債証券	第８回千葉県公募公債（２０年)	500,000,000	108.79	543,975,000	104.58	522,940,000	2.18	2030/4/19	13.66
2	日本	地方債証券	平成２２年度第１４回愛知県公募公債（２０年)	500,000,000	109.04	545,230,000	104.49	522,470,000	2.087	2030/12/13	13.65
3	日本	地方債証券	平成２２年度第１回広島県公募公債（２０年)	450,000,000	108.33	487,498,500	104.13	468,589,500	2.07	2030/5/28	12.24
4	日本	地方債証券	平成２２年度第２回福岡県公募公債（２０年)	400,000,000	109.45	437,820,000	104.75	419,024,000	2.116	2031/2/21	10.94
5	日本	地方債証券	第２回大阪府公募公債（２０年)	300,000,000	108.42	325,284,000	104.54	313,626,000	2.23	2029/11/16	8.19
6	日本	地方債証券	第６回川崎市公募公債（２０年)	300,000,000	107.64	322,920,000	104.19	312,591,000	2.21	2029/5/25	8.16
7	日本	地方債証券	平成２３年度第５回京都府公募公債（２０年)	300,000,000	107.75	323,253,000	102.91	308,733,000	1.79	2031/10/17	8.06
8	日本	地方債証券	第１０回静岡県公募公債（２０年)	200,000,000	108.41	216,832,000	104.18	208,362,000	2.072	2030/6/14	5.44
9	日本	地方債証券	第１２回静岡県公募公債（２０年)	200,000,000	109.03	218,064,000	104.17	208,346,000	2.003	2031/6/20	5.44
10	日本	地方債証券	第１０回名古屋市公募公債（２０年)	100,000,000	108.22	108,229,000	104.50	104,509,000	2.26	2029/8/17	2.73
11	日本	地方債証券	第１２回川崎市公募公債（２０年)	100,000,000	109.22	109,225,000	104.34	104,342,000	2.04	2031/5/30	2.73
12	日本	地方債証券	第７回大阪府公募公債（２０年)	100,000,000	108.05	108,056,000	103.21	103,216,000	1.84	2031/9/26	2.70
13	日本	地方債証券	第８回大阪府公募公債（２０年)	100,000,000	108.13	108,131,000	103.16	103,168,000	1.83	2031/12/22	2.69
14	日本	地方債証券	第１７２回共同発行市場公募地方債	50,000,000	99.27	49,638,000	98.26	49,131,000	0.225	2027/7/23	1.28

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
地方債証券	97.92
合計	97.92

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん短期国内債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	29,397,698,500	93.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,086,310,945	6.63
合計(純資産総額)		31,484,009,445	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第１２７６回国庫短期証券	8,000,000,000	99.56	7,965,216,000	99.61	7,969,040,000	―	2025/12/22	25.31
2	日本	国債証券	第１２７０回国庫短期証券	7,500,000,000	99.64	7,473,540,000	99.67	7,475,422,500	―	2025/11/20	23.74
3	日本	国債証券	第１２８１回国庫短期証券	6,500,000,000	99.57	6,472,271,000	99.54	6,470,548,500	―	2026/1/20	20.55
4	日本	国債証券	第１２６３回国庫短期証券	4,000,000,000	99.65	3,986,000,000	99.73	3,989,400,000	―	2025/10/20	12.67
5	日本	国債証券	第１２５７回国庫短期証券	2,500,000,000	99.77	2,494,345,000	99.78	2,494,647,500	―	2025/9/22	7.92
6	日本	国債証券	第１２４４回国庫短期証券	500,000,000	99.83	499,150,000	99.88	499,440,500	―	2025/7/22	1.59
7	日本	国債証券	第１２５１回国庫短期証券	500,000,000	99.82	499,100,000	99.83	499,199,500	―	2025/8/20	1.59

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	93.37
合計	93.37

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

データは2025年3月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移

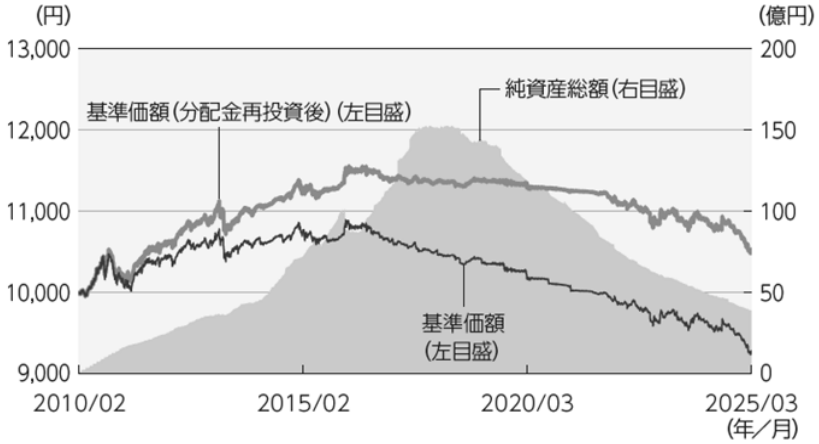

基準価額・純資産総額

基準価額	9,275円
純資産総額	3,882百万円

分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2025年 3月	20円
2024年 9月	20円
2024年 3月	15円
2023年 9月	15円
2023年 3月	10円
設定来累計	1,320円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。
※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきん公共債マザーファンド	98.64%
2	現金・その他	1.36%

※投資比率は、しんきん公共債ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）しんきん公共債マザーファンドの状況

	組入上位10銘柄			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	第8回千葉県公募公債（20年）	2.180%	2030/04/19	13.66%
2	平成22年度第14回愛知県公募公債（20年）	2.087%	2030/12/13	13.65%
3	平成22年度第1回広島県公募公債（20年）	2.070%	2030/05/28	12.24%
4	平成22年度第2回福岡県公募公債（20年）	2.116%	2031/02/21	10.94%
5	第2回大阪府公募公債（20年）	2.230%	2029/11/16	8.19%
6	第6回川崎市公募公債（20年）	2.210%	2029/05/25	8.16%
7	平成23年度第5回京都府公募公債（20年）	1.790%	2031/10/17	8.06%
8	第10回静岡県公募公債（20年）	2.072%	2030/06/14	5.44%
9	第12回静岡県公募公債（20年）	2.003%	2031/06/20	5.44%
10	第10回名古屋市公募公債（20年）	2.260%	2029/08/17	2.73%

	組入債券種類	
	債券種類	投資比率
1	地方債	97.92%

※投資比率は、しんきん公共債マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※しんきん公共債マザーファンドの純資産総額は、3,829百万円です。

※基準日現在、しんきん短期国内債券マザーファンドは組み入れていないため、同ファンドの状況は記載していません。

年間収益率の推移 (期間:2015年～ 2025年)

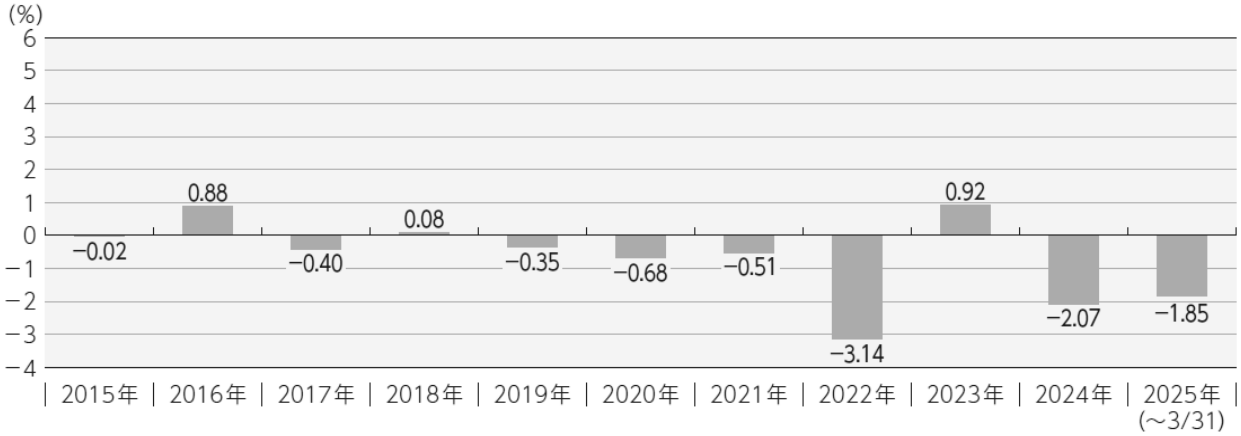

※当ファンドはベンチマークを設定していません。
※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

（１）申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。

（２）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い、契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（３）申込単位は、販売会社が定める単位です。

（４）申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、0.55％（税抜0.5％）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

（５）毎営業日の午後３時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

（６）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（７）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

２【換金(解約)手続等】

（１）受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

（２）毎営業日の午後３時までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

（３）受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約

します。

（４）解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.05％を信託財産留保額として控除した価額とします。

（５）解約時の課税に関しては、前記の「ファンド情報　第１　ファンドの状況」の「４手数料等及び税金　（５)課税上の取扱い」をご覧ください。

（６）一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（７）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、（４）の規定に準じて算定した価額とします。

（８）解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して４営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。

（９）受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(10) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※ファンドの換金（解約）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

②　基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日に

おける受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

③　基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

④　ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1）しんきん公共債ファンド

マザーファンド（「しんきん公共債マザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」）の受益証券は原則として、基準価額計算日の基準価額で評価しています。

2）しんきん公共債マザーファンド、しんきん短期国内債券マザーファンド

国債証券、地方債券、特殊債券および社債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しています。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(５)その他」の「1)　ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

1）この信託の計算期間は、毎年３月７日から９月６日まで、および９月７日から翌年３月６日までとすることを原則とします。

2）各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

1）ファンドの繰上償還条項

a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に

ついて賛成するものとみなします。

d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e. bからdまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

h. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2）約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f. b から e までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4）販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の１か月前に当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に１年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

5）運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、毎年３月と９月の計算期間末および償還日を基準に、交付運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

6）公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金に対する請求権

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後１か月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して５営業日目まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後１か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている

振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

③　償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

④　受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２　管理及び運営」の「２　換金(解約)手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６か月であるため、財務諸表は６か月ごとに作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当期（2024年９月７日から2025年３月６日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 5 月 23 日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん公共債ファンドの 2024 年 9 月 7 日から 2025 年 3 月 6 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん公共債ファンドの 2025 年 3 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】
しんきん公共債ファンド
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （2024年９月６日現在）	当期 （2025年３月６日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,493,626	71,525,127
親投資信託受益証券	4,556,383,860	3,826,894,181
未収入金	－	50,000,000
未収利息	389	685
流動資産合計	4,616,877,875	3,948,419,993
資産合計	4,616,877,875	3,948,419,993
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,567,127	8,423,151
未払解約金	5,426,595	22,965,039
未払受託者報酬	1,323,248	1,150,867
未払委託者報酬	11,909,139	10,357,790
その他未払費用	99,000	99,000
流動負債合計	28,325,109	42,995,847
負債合計	28,325,109	42,995,847
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 4,783,563,569	※1,※3 4,211,575,988
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △195,010,803	※2 △306,151,842
（分配準備積立金）	73,233,714	81,719,313
元本等合計	4,588,552,766	3,905,424,146
純資産合計	4,588,552,766	3,905,424,146
負債純資産合計	4,616,877,875	3,948,419,993

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 （自　2024年３月７日 至　2024年９月６日）	当期 （自　2024年９月７日 至　2025年３月６日）
営業収益		
受取利息	16,507	57,382
有価証券売買等損益	△8,516,401	△119,489,679
営業収益合計	△8,499,894	△119,432,297
営業費用		
支払利息	2,620	－
受託者報酬	1,323,248	1,150,867
委託者報酬	11,909,139	10,357,790
その他費用	99,800	99,000
営業費用合計	13,334,807	11,607,657
営業利益又は営業損失（△）	△21,834,701	△131,039,954
経常利益又は経常損失（△）	△21,834,701	△131,039,954
当期純利益又は当期純損失（△）	△21,834,701	△131,039,954
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,339,298	△5,153,689
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△181,207,699	△195,010,803
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,140,505	25,384,483
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,140,505	25,384,483
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,881,079	2,216,106
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,881,079	2,216,106
分配金	※1 9,567,127	※1 8,423,151
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△195,010,803	△306,151,842

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 （2024年９月６日現在）	当期 （2025年３月６日現在）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2024年９月６日現在）	当期 （2025年３月６日現在）
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 5,200,066,752円 期中追加設定元本額 68,372,450円 期中一部解約元本額 484,875,633円	期首元本額 4,783,563,569円 期中追加設定元本額 43,608,586円 期中一部解約元本額 615,596,167円
※２元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は195,010,803円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は306,151,842円であります。
※３計算期間末日における受益権の総数	4,783,563,569口	4,211,575,988口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 （自　2024年３月７日 至　2024年９月６日）			当期 （自　2024年９月７日 至　2025年３月６日）		
※１分配金の計算過程			※１分配金の計算過程		
A	費用控除後の配当等収益額	26,740,333円	A	費用控除後の配当等収益額	26,016,463円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	60,907,603円	C	収益調整金額	54,312,341円
D	分配準備積立金額	56,060,508円	D	分配準備積立金額	64,126,001円
E	当ファンドの分配対象収益額	143,708,444円	E	当ファンドの分配対象収益額	144,454,805円
F	当ファンドの期末残存口数	4,783,563,569口	F	当ファンドの期末残存口数	4,211,575,988口
G	10,000口当たり収益分配対象額	300円	G	10,000口当たり収益分配対象額	342円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H	10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	9,567,127円	I	収益分配金金額	8,423,151円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 2024年３月７日 至 2024年９月６日）	当期 （自 2024年９月７日 至 2025年３月６日）
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 （2024年９月６日現在）	当期 （2025年３月６日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 （2024年９月６日現在）	当期 （2025年３月６日現在）
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△5,821,120円	△113,779,788円
合計	△5,821,120円	△113,779,788円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 （2024年９月６日現在）	当期 （2025年３月６日現在）
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 2024年３月７日 至 2024年９月６日）	当期 （自 2024年９月７日 至 2025年３月６日）
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

前期 （2024年９月６日現在）	当期 （2025年３月６日現在）
１口当たり純資産額　0.9592円 （１万口当たり純資産額　9,592円）	１口当たり純資産額　0.9273円 （１万口当たり純資産額　9,273円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきん公共債マザーファンド	3,356,335,890	3,826,894,181	
合計		3,356,335,890	3,826,894,181	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）
当ファンドは、「しんきん公共債マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。
なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん公共債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん公共債マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2025年３月６日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,083,404
地方債証券		3,752,272,000
未収入金		104,325,000
未収利息		19,283,084
流動資産合計		3,876,963,488
資産合計		3,876,963,488
負債の部		
流動負債		
未払解約金		50,000,000
流動負債合計		50,000,000
負債合計		50,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	3,356,335,890
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		470,627,598
元本等合計		3,826,963,488
純資産合計		3,826,963,488
負債純資産合計		3,876,963,488

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年３月６日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2025年３月６日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 3,880,745,985円 期中追加設定元本額 ―円 期中一部解約元本額 524,410,095円
元本の内訳	しんきん公共債ファンド 3,356,335,890円 合計　3,356,335,890円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	3,356,335,890口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年９月７日 至 2025年３月６日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年３月６日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2025年３月６日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△151,883,500円
合計	△151,883,500円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2025年３月６日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年９月７日 至 2025年３月６日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2025年３月６日現在
１口当たり純資産額　1.1402円 （１万口当たり純資産額　11,402円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第２回大阪府公募公債（２０年）	300,000,000	313,899,000	
	第７回大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	103,317,000	
	第８回大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	103,300,000	
	平成２３年度第５回京都府公募公債（２０年）	300,000,000	309,021,000	
	第１０回静岡県公募公債（２０年）	200,000,000	208,472,000	
	第１２回静岡県公募公債（２０年）	200,000,000	208,528,000	
	平成２２年度第１４回愛知県公募公債（２０年）	500,000,000	522,915,000	
	平成２２年度第１回広島県公募公債（２０年）	450,000,000	468,882,000	
	平成２２年度第２回福岡県公募公債（２０年）	400,000,000	419,340,000	
	第８回千葉県公募公債（２０年）	500,000,000	523,540,000	
	第１７２回共同発行市場公募地方債	50,000,000	49,121,000	
	第１０回名古屋市公募公債（２０年）	100,000,000	104,638,000	
	第６回川崎市公募公債（２０年）	300,000,000	312,828,000	
	第１２回川崎市公募公債（２０年）	100,000,000	104,471,000	
合計		3,600,000,000	3,752,272,000	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2025年３月31日現在

Ⅰ 資産総額	3,891,446,131 円
Ⅱ 負債総額	9,699,711 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	3,881,746,420 円
Ⅳ 発行済数量	4,185,360,384 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9275 円

(参考) しんきん公共債マザーファンド

Ⅰ 資産総額	3,828,838,451 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	3,828,838,451 円
Ⅳ 発行済数量	3,356,335,890 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1408 円

(参考) しんきん短期国内債券マザーファンド

Ⅰ 資産総額	31,484,009,445 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	31,484,009,445 円
Ⅳ 発行済数量	31,482,168,011 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0001 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（２）受益者名簿

該当事項はありません。

（３）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数　　16,000株

発行済株式総数　　4,000株

最近５年間における主な資本の額の増減はありません。

（２）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

①　商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

②　運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③　コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。

・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。

・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。

・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2025年３月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	95	780,958
単位型公社債投資信託	44	85,062
単位型株式投資信託	90	160,666
合計	229	1,026,688

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

　中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 282 条および第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

２．　財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．　当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月１４日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取 締 役 会　　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　岩 崎　裕 男

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1　財務諸表

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 （2023年3月31日現在）		当事業年度 （2024年3月31日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（資産の部）		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,096,631		8,583,718
前払費用			36,097		36,090
未収委託者報酬			684,094		714,228
未収運用受託報酬	*2		8,342		17,472
未収収益			13		53
その他の流動資産			5,263		8,804
流動資産計			8,830,443		9,360,369
固定資産					
有形固定資産	*1		91,563		96,118
建物		68,621		66,035	
器具備品		22,941		30,082	
無形固定資産			43,991		30,478
ソフトウェア		42,579		28,836	
電話加入権		959		959	
その他		451		681	
投資その他の資産			43,197		61,265
投資有価証券		3,724		22,943	
長期前払費用		825		1,735	
繰延税金資産		38,647		36,586	
固定資産計			178,752		187,861
資産合計			9,009,195		9,548,231

		前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）		当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（負債の部）		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			486,155		525,427
未払手数料	*2	412,521		446,175	
その他未払金		73,634		79,251	
未払法人税等			151,940		99,630
未払消費税等			38,253		23,241
未払事業所税			2,241		2,368
賞与引当金			84,622		85,497
その他の流動負債			4,551		4,498
流動負債計			767,765		740,664
固定負債					
退職給付引当金			147,286		149,819
役員退職慰労引当金			37,727		16,156
固定負債計			185,013		165,976
負債合計			952,779		906,640
（純資産の部）		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,056,260		8,641,284
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			7,856,260		8,441,284
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		7,854,260		8,439,284	
別途積立金		6,990,000		7,700,000	
繰越利益剰余金		864,260		739,284	
評価・換算差額等			155		307
その他有価証券評価差額金			155		307
純資産合計			8,056,416		8,641,591
負債・純資産合計			9,009,195		9,548,231

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日		当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,878,713		5,755,477
運用受託報酬	*1		117,575		119,263
営業収益計			5,996,289		5,874,740
営業費用					
支払手数料	*1		2,900,890		2,834,615
広告宣伝費			59,825		56,076
調査費			780,767		862,064
調査研究費		559,786		602,300	
委託調査費		220,980		259,764	
営業雑経費			71,717		78,304
印刷費		61,913		67,921	
郵便料		109		130	
電信電話料		4,834		5,157	
協会費		4,860		5,094	
営業費用計			3,813,200		3,831,061
一般管理費					
給料			678,964		738,208
役員報酬		62,899		66,058	
給料・手当		452,557		493,278	
賞与		65,183		73,133	
法定福利費		92,930		100,162	
福利厚生費		5,392		5,575	
賞与引当金繰入			84,622		85,414
退職給付費用			75,930		80,176
役員退職慰労引当金繰入			9,425		10,662
交際費			2,777		4,789
旅費交通費			6,235		9,001
租税公課			24,607		22,609
不動産賃借料			62,890		62,981
固定資産減価償却費			30,126		28,300
諸経費			168,648		156,090
一般管理費計			1,144,227		1,198,235
営業利益			1,038,861		845,443
営業外収益					
受取利息	*1		86		132
その他営業外収益			334		328
営業外収益計			421		461
営業外費用					
雑損失			1,646		4,534
営業外費用計			1,646		4,534
経常利益			1,037,636		841,371

		前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日		当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,250		3,426
特別損失計			3,250		3,426
税引前当期純利益			1,034,385		837,944
法人税、住民税および事業税			319,688		250,927
法人税等調整額			2,984		1,993
当期純利益			711,712		585,023

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	780,000	△780,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	711,712	711,712	711,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	780,000	△68,287	711,712	711,712
当期末残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	122	122	7,344,671
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	711,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	33	33
当期変動額合計	33	33	711,745
当期末残高	155	155	8,056,416

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	585,023	585,023	585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	710,000	△124,976	585,023	585,023
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

重要な会計方針

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建　　物　3年　～　50年 器具備品　3年　～　20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4.収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 　消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 　なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
建　　物	81,193 千円	85,996 千円
器具備品	41,919 千円	46,782 千円

＊２　関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
普通預金	6,939,485 千円	7,469,689 千円
定期預金	1,000,000 千円	1,000,000 千円
未収運用受託報酬	2,252 千円	2,051 千円
未払手数料	195,316 千円	214,856 千円

（損益計算書関係）

＊１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
運用受託報酬	103,058 千円	68,151 千円
受取利息	84 千円	129 千円
支払手数料	2,285,492 千円	2,203,996 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

（リース取引関係）

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,724	3,724	—
合計	3,724	3,724	—

（注 1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注 2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
（1）預金	8,096,294	8,096,294	—
（2）未収委託者報酬	684,094	684,094	—
（3）未収運用受託報酬	8,342	8,342	—
合計	8,788,731	8,788,731	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	―	3,724	―	3,724
合計	―	3,724	―	3,724

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	—
合計	22,943	22,943	—

（注1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
（1）預金	8,583,432	8,583,432	—
（2）未収委託者報酬	714,228	714,228	—
（3）未収運用受託報酬	17,472	17,472	—
合計	9,315,133	9,315,133	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	―	22,943	―	22,943
合計	―	22,943	―	22,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,729	2,500	229
小計	2,729	2,500	229
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	994	1,000	△5
小計	994	1,000	△5
合計	3,724	3,500	224

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	△491
小計	20,008	20,500	△491
合計	22,943	22,500	443

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日
委託者報酬	5,878,713
運用受託報酬	117,575
合計	5,996,289

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	141,018	147,286
退職給付費用	18,504	19,805
退職給付の支払額	△12,235	△17,272
制度への拠出額	―	―
退職給付引当金の期末残高	147,286	149,819

（2）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819
退職給付引当金	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819

（3）退職給付費用

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 18,504	千円 19,805

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度　48,840 千円、当事業年度　52,340 千円であります。

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
(1)　直近の積立状況に関する事項	(2022 年 3 月 31 日現在) 千円	(2023 年 3 月 31 日現在) 千円
年金資産の額	1,740,569,136	1,680,937,373
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426,438	1,770,192,799
差引額	△66,857,301	△89,255,425
(2)　掛金に占める当社の拠出割合	(2022 年 3 月分) 0.1000%	(2023 年 3 月分) 0.1104%
(3)　補足説明	上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高 162,618,026 千円および年金財政計算上の別途積立金 95,760,724 千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であります。	上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高 147,969,513 千円および年金財政計算上の別途積立金 58,714,087 千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,911	26,179
役員退職慰労引当金	11,552	4,947
退職給付引当金繰入限度超過額	45,099	45,874
未払事業税	8,233	5,926
未払事業所税	686	725
その他	3,884	3,890
繰延税金資産　小計	95,367	87,544
評価性引当額	△56,651	△50,821
繰延税金資産　合計	38,715	36,722
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△68	△135
繰延税金負債　合計	△68	△135
繰延税金資産の純額	38,647	36,586

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	103,058

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）

１．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	2,285,492千円	未払手数料	195,316千円
								運用受託報酬	103,058千円		
								出向者人件費	49,336千円		
								事務所賃借料	49,958千円		

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	585,259千円	未払手数料	137,270千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

２．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	2,203,996千円	未払手数料	214,856千円
								運用受託報酬	68,151千円		
								出向者人件費	70,903千円		
								事務所賃借料	49,958千円		

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	594,916千円	未払手数料	132,162千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
1株当たり純資産額	2,014,104円10銭	2,160,397円84銭
1株当たり当期純利益金額	177,928円 2銭	146,255円82銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
当期純利益金額	711,712千円	585,023千円
普通株主に帰属しない金額	―千円	―千円
普通株式に係る当期純利益金額	711,712千円	585,023千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１２月１３日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　岩　崎　　裕　男

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第３５期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過

程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

２　中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

当中間会計期間末 2024 年 9 月 30 日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		3,818,480
前払費用		76,923
未収委託者報酬		724,141
未収運用受託報酬		19,742
未収収益		26,181
その他の流動資産		7,436
流動資産計		4,672,906
固定資産		
有形固定資産　＊１		101,541
建物	63,748	
器具備品	37,792	
無形固定資産		24,897
ソフトウェア	23,311	
電話加入権	959	
その他	626	
投資その他の資産		5,056,987
長期預金	5,000,000	
投資有価証券	23,051	
長期前払費用	2,237	
繰延税金資産	31,699	
固定資産計		5,183,427
資産合計		9,856,333

当中間会計期間末 2024年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
（負債の部）		
流動負債		
未払金		536,471
未払手数料	461,255	
その他未払金	75,215	
未払法人税等		119,103
未払消費税等		27,348
未払事業所税		1,196
前受収益		31,956
賞与引当金		70,157
その他の流動負債		5,354
流動負債計		791,586
固定負債		
退職給付引当金		132,478
役員退職慰労引当金		17,937
固定負債計		150,416
負債合計		942,003
（純資産の部）		
株主資本		8,913,947
資本金		200,000
利益剰余金		8,713,947
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	8,711,947	
別途積立金	8,280,000	
繰越利益剰余金	431,947	
評価・換算差額等		382
その他有価証券評価差額金	382	
純資産合計		8,914,330
負債・純資産合計		9,856,333

（２）中間損益計算書

当中間会計期間 自　2024年4月 1 日 至　2024年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,755,975
運用受託報酬		67,212
営業収益計		2,823,187
営業費用		
支払手数料		1,368,517
広告宣伝費		22,160
調査費		441,147
調査研究費	304,245	
委託調査費	136,902	
営業雑経費		36,734
印刷費	31,696	
郵便料	66	
電信電話料	2,466	
協会費	2,503	
営業費用計		1,868,560
一般管理費		
給料		337,644
役員報酬	33,376	
給料･手当	245,159	
賞与	817	
法定福利費	54,866	
福利厚生費	3,423	
賞与引当金繰入		69,476
退職給付費用		42,539
役員退職慰労引当金繰入		6,281
交際費		1,555
旅費交通費		3,616
租税公課		11,421
不動産賃借料		31,815
固定資産減価償却費　＊１		13,554
諸経費		74,997
一般管理費計		592,903
営業利益		361,723
営業外収益		
受取利息		26,719
その他営業外収益		251
営業外収益計		26,971
営業外費用		
雑損失		1,041
営業外費用計		1,041
経常利益		387,653

当中間会計期間 自　2024年4月 1 日 至　2024年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
税引前中間純利益		387,653
法人税、住民税および事業税		110,134
法人税等調整額		4,854
中間純利益		272,663

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	580,000	△580,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	272,663	272,663	272,663
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	580,000	△307,336	272,663	272,663
当中間期末残高	200,000	2,000	8,280,000	431,947	8,713,947	8,913,947

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	307	307	8,641,591
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	272,663
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	75	75	75
当中間期変動額合計	75	75	272,738
当中間期末残高	382	382	8,914,330

重要な会計方針

項　　目	当中間会計期間 自　2024年4月 1 日 至　2024年9月30日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建　　物　　3年～50年 器具備品　　3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項　　目	当中間会計期間末 2024 年 9 月 30 日
＊１　有形固定資産の減価償却累計額	建物　88,483 千円 器具備品　37,129 千円

（中間損益計算書関係）

項　　目	当中間会計期間 自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日
＊１　減価償却実施額	有形固定資産　7,974 千円 無形固定資産　5,580 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2024 年 9 月 30 日）

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	5,014,099	14,099
投資有価証券	23,051	23,051	—
合計	5,023,051	5,037,150	14,099

（注）　上記表中の投資有価証券の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	—	23,051	—	23,051
合計	—	23,051	—	23,051

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期預金	―	5,014,099	―	5,014,099
合計	―	5,014,099	―	5,014,099

（注）　時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,836	2,000	836
小計	2,836	2,000	836
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	20,215	20,500	△284
小計	20,215	20,500	△284
合計	23,051	22,500	551

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日	
委託者報酬	2,755,975　千円
運用受託報酬	67,212　千円
合計	2,823,187　千円

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］４　収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90％を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	30,908

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 自　2024年4月 1 日 至　2024年9月30日
１株当たり純資産額　2,228,582円59銭 １株当たり中間純利益　68,165円97銭 潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）算定上の基礎 １株当たり中間純利益 中間純利益　272,663千円 普通株主に帰属しない金額　― 千円 普通株式に係る中間純利益　272,663千円 期中平均株式数　4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1） 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4） 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5） 上記（1）から（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1） 定款の変更

2024年６月20日付で、取締役会長の選定の変更等に関する定款の変更を行いました。

（2） 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

しんきん公共債ファンド

約　款

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

20250401

運用の基本方針

投資信託約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1)　投資対象

親投資信託である「しんきん公共債マザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(2)　投資態度

①　投資にあたっては、主として「しんきん公共債マザーファンド」の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。

1)　わが国の地方債（共同発行市場公募地方債を含みます。）のほか、国債、政府保証債ならびに財投機関債等に投資することにより、利息収入を安定的に獲得するポートフォリオの構築を目指します。

2)　投資対象とする公共債は、組入れ段階において、残存期間が 10 年程度のものとします。

②　わが国の短期公社債、短期金融資産等への投資にあたっては、主として「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券を通じて行います。

③　マザーファンドの受益証券の組入れ比率は、原則として高位を保ちます。

④　投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

⑤　市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)　投資制限

①　株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得したものに限り、株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

②　同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③　投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④　同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤　外貨建資産への投資は行いません。

３．収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年3月6日および9月6日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
「しんきん公共債ファンド」　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第３条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条第１項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限に均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の全ての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割された受益権を、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② この約款において、「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（次項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④　第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる当該価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、指定販売会社が定めるものとします。

⑥　受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
   - ハ．約束手形
   - ニ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

（投資の対象とする有価証券の範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「しんきん公共債マザー

ファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
10. 投資証券（金融商品取引法第2条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
11. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有するものとします。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

　なお、第1号の証券または証書、および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融

商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前項においてマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第26条まで、第30条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第26条まで、第30条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式は、第18条の運用の基本方針の範囲内でわが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第20条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第23条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属す

るマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。

なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥　委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦　本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 24 条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 24 条の３　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第26条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第27条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第28条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却および再投資の指図）

第30条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図を行うことができます。

② 委託者は、前項の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図を行うことができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定

している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10％以内。

③　第1項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

④　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条　投資信託財産に属する有価証券について、借替・転換・新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、毎年3月7日から9月6日まで、および9月7日から翌年3月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成22年2月9日から平成22年9月6日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第36条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　投資信託財産の財務諸表の監査にかかる監査費用（消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。）は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに

投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第37条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金等の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、一部解約金については第40条第6項に規定する支払日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われます。

②　指定販売会社は、別に定める契約に基づき、収益分配金を再投資する受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録がされます。ただし、第42条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

③　指定販売会社は、受益者が、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

④　前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除き

ます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑤　償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑥　一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

⑦　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑧　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条　受益者が、収益分配金については第40条第4項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第40条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第42条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.05％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑤　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を

解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として、第3項の規定に準じて算定した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第43条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第44条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがうものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する

事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第50条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約

金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第51条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第52条　委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第 52 条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第53条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 22 年 2 月 9 日（信託契約締結日）

委託者　　しんきんアセットマネジメント投信株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（ご参考）

親投資信託
しんきん公共債マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１） 投資対象

わが国の公共債を主要投資対象とします。

（２） 投資態度

① わが国の地方債（共同発行市場公募地方債を含みます。）のほか、国債、政府保証債ならびに財投機関債等に投資することにより、利息収入を安定的に獲得するポートフォリオの構築を目指します。

② 投資対象とする公共債は、組入れ段階において、残存期間が 10 年程度のものとします。

③ 公共債の組入れ比率については原則として高位を保ちます。

④ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３） 投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

20250401

（ご参考）

親投資信託
しんきん短期国内債券マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１） 投資対象

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

（２） 投資態度

① 主としてわが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール（オーバーナイト物）をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。

② 短期公社債の組入れにあたっては、原則、残存期間 1 年以内のものとし、取得時において、いずれかの信用格付業者等からＡ格相当以上の信用格付けを得ている銘柄に限定します。

③ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④ 資金動向あるいは市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３） 投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 公社債および短期金融資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資は行いません。

20250401

しんきんアセットマネジメント投信株式会社